平成２１年（フ）第４５２号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目７番11号　南越谷しののめ住宅307
債務者　長嶋　輝子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目25番地の６　グリーンヒルマンション307
債務者　橋本　照美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原32番地５
債務者　滝田　麻里
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６７号
埼玉県所沢市宮本町２丁目19番15ー110号　パークサイドリッチ
債務者　中屋安津子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８３号
埼玉県所沢市中新井２丁目353番地の１　武蔵野荘103
債務者　奥田　　清
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５０８号
埼玉県日高市大字田波目788番地５
債務者　小川　　享
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７９号
埼玉県熊谷市上之1210番地３
債務者　宮澤　幸夫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２００号
神奈川県平塚市中原３丁目１番53号、前住所神奈川県平塚市東中原２丁目２番70号
債務者　森　　英一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４２号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウェルカーサ秦野二番館422号
債務者　オザワ　ワウテル　マサオ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５４１号
神奈川県小田原市荻窪408番地の１　コーポ荻窪Ｂ棟506号室
債務者　村下　伸一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５４号
神奈川県中郡二宮町山西266番地　川上ハイツＡ棟３号室
債務者　大澤　健一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５６４号
神奈川県平塚市御殿３丁目27番39号
債務者　二宮　純一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９７号
神奈川県厚木市妻田北３丁目34番27号
債務者　松浦寿美子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９８号
神奈川県平塚市四之宮５丁目20番25号　マベールテラス湘南2103号
債務者　川島　義弘
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１３号
神奈川県厚木市戸田1773番地１　カルムＳ201
債務者　大山　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３５号
神奈川県平塚市河内446番地の３
債務者　寒水　直美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３０号
新潟市北区早通南４丁目２番１－２号
債務者　大山　一仁
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで新潟地方裁判所民事部